

この書面は、金融商品取引法および銀行法等に基づき、元本割れなどの可能性がある仕組預金のお取引の前に、お客さまへ交付しております。



基準日：2024年4月現在

## 仕組預金 プレミアム金利円定期預金15年

### 契約締結前交付書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です)

この書面の内容をよくお読みいただき、十分ご理解のうえお申込みください。

「プレミアム金利円定期預金 15 年」(以下、「本預金」といいます。)は、当行が満期の延長を決定した場合に預入期間が当初満期日までの1年間から、1年ごとに延長され、最長15年間まで延長される円仕組預金です。

この預金は、当行に選択権のある「満期延長(預入期間の延長)に関する特約」が組込まれており、その対価として、比較的高めの金利が設定されています。

この預金は原則として中途解約ができません。

上記のとおり、お預入開始時点では最終的な満期日が確定していないため、必ず15年間の運用が可能な余裕資金でお預入ください。

#### 満期延長

- お預入後、経済情勢の変更等により市場金利が上昇している場合は満期日が延長される可能性が高くなります。仕組預金は原則として中途解約ができませんので、この場合、お客さまはその時点での高い市場金利で運用できる機会を失うことになります。
- 満期延長の判断は必ずしも市場金利の高低のみをもとに行われるものではなく、市場の情勢を考慮して行われます。

#### 手数料

- お預入れおよび満期払戻しには、手数料はかかりません。

#### 利息

- 利払いは最小1回、最大で15回行われます。

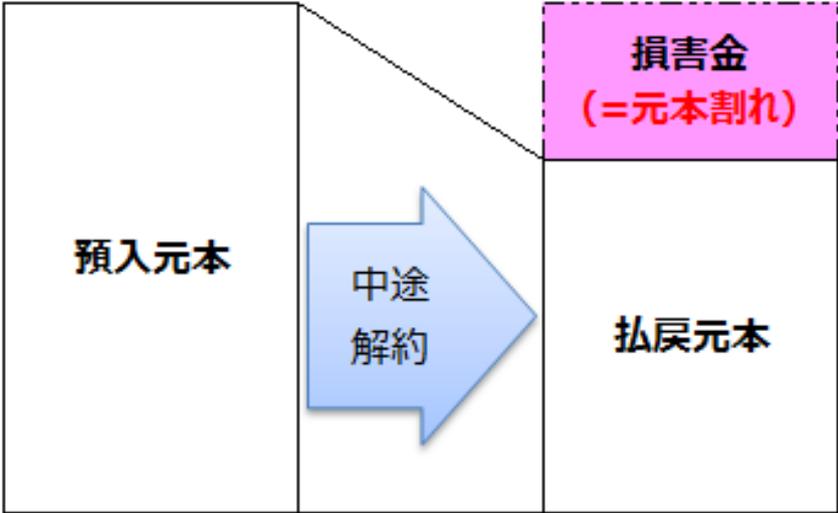
#### 中途解約

- 原則として中途解約はできません。
- 当行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に損害が生じた場合には、これをご負担いただくものとします。そのため、大きな損失が生じる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。お申込みの際には必ず最終満期日(15年後)まで運用可能な資金にてご利用ください。
- 詳しくは、後記「中途解約(満期前解約)」の説明をご確認ください。

〔商品の概要〕

商品名	仕組預金（プレミアム金利円定期預金 15 年）
商品概要	<p>本預金は当行が延長特約を行使した場合、当初預入期間である 1 年経過以降 1 年ごとに延長され、最長で 15 年間まで延長されます。</p> <p>満期の延長に関する決定権は当行にあります。当初満期日の 1 週間前までに満期延長の有無を当行が任意に決定し、お客さまに通知します。満期延長の決定は当行のみが行えます。</p> <p>「満期延長に関する考え方」</p> <p>お預入後、経済情勢の変更等により市場金利が上昇している場合は満期日が延長される可能性が高くなります。仕組預金は原則として中途解約ができませんので、この場合、お客さまはその時点での高い市場金利で運用できる機会を失うことになります。満期延長の判断は必ずしも市場金利の高低のみをもとに行われるものではなく、市場の情勢を考慮して行われます。</p> <p>「満期延長のリスク」</p> <p>～当行が当初満期日前に満期延長を行った場合～ 当初満期日より満期日が 1 年延長されることになります。</p> <p>～当行が当初満期日前に満期延長を行わなかった場合～ 満期は当初の 1 年となります。</p> <p>その後も 1 年ごとに満期延長の有無を当行が決定し、満期を延長する場合には 1 年ずつ満期が延長されます（最終満期日は当初お預入れ時から 15 年後）。</p> 

預金保険制度の適用	<p>プレミアム金利円定期預金は預金保険の対象商品です。当行にお預入れいただいている円普通預金、円定期預金、景品付き定期預金およびその他の円仕組預金と合算して、元本 1,000 万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金を含む円仕組預金の利息などについては、お預入れ時において、本預金と期間がもっとも近い通常の円定期預金に適用する金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。</p>
ご利用いただけるお客さま	<p>当行に円普通預金口座をお持ちで、日本国内に居住する満 18 歳以上のお客さま</p>
<p>お預入れ</p> <p>(1) 預入通貨</p> <p>(2) 預入期間</p> <p>(3) 預入方法</p> <p>(4) 預入単位</p>	<p>円</p> <p>1 年</p> <p>ただし、満期延長特約により当行がこの預金の満期の延長を決定した場合、満期日は当初満期日（1 年後）から 1 年ごとに延長されることになり、預入期間が最長で 15 年まで延長される場合があります。</p> <p>お客さまご本人名義の円普通預金からのお預入れに限ります。</p> <p>この預金は募集方式の商品です。募集の都度、当行ウェブサイトにて募集条件を掲示のうえ、募集期間内にお預入れのお申込みを受付けます。なお、スマートフォンもしくはパソコンからお申込みいただけます。</p> <p>お申込みは当該募集期間内であれば、撤回することができます。お預入日に当行がお申込金額を出金する時点における普通預金口座の残高がこの預金のお申込金額相当額に満たない場合、この預金のお申込みは撤回されたものとみなします。</p> <p>10 万円以上 10 万円単位となります。</p>
払戻方法	<p>満期延長の有無に応じて当初満期日または延長後満期日に一括してお客さまの円普通預金口座へ払戻します。</p>
<p>利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払方法</p>	<p>お申込時の約定金利を満期日まで適用します（固定金利）。</p> <p>利払は最小 1 回（満期が 1 度も延長されなかった場合）、最大で 15 回（満期が 14 回延長された場合）行われます。</p> <p>(1) 満期日が当初満期日（1 年後）となる場合 お預入日から当初満期日までの期間にかかる利息を当初満期日にお客さまの円普通預金口座へ入金します。</p> <p>(2) 満期日が当初満期日とならない（延長特約が行使された）場合 当初満期日（1 年後）に相当する日を中間利払とし、お預入日から当初満期日までの期間にかかる利息を当初満期日にお客さまの円普通預金口座へ入金します。以降、当行が延長特約を行使した場合も同様とします。</p>
<p>(3) 計算方法</p>	<p>満期日が当初満期日（1 年後）となる場合は、お預入日から当初満期日の前日までの日数について、それぞれ付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算により算出します。</p>

	<p>当行が延長特約を行使した場合、当初満期日（1 年後）に相当する日を中間利払とし、お預入日から当初満期日の前日までの日数について、それぞれ付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算により算出します。以降、当行が延長特約を行使した場合も同様とします。</p>
税金	<p>利息には源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が適用されます。 ※ マル優制度の対象外です。</p>
手数料	<p>お預入れおよび満期払戻しについての手数料はかかりません。</p>
中途解約（期限前解約）	<p>原則として中途解約はできません。</p> <p>当行がやむを得ないものと認め、中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、当該解約により当行に損害が生じた場合には、損害金をご負担いただくものとします。従って、大きな損失が生じる（＝大きく元本割れとなる）可能性があります。</p> <p>損害金とはお客さまが中途解約をされた場合に、中途解約日から最終満期日（当初お預入れ日から 15 年後）までの期間に対応する同条件の預金を当行が再構築するための費用です。これはこの預金がデリバティブを組み込んだ商品であるため、発生するものです。</p> <p>損害金は、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用（手数料含む）を、中途解約時の市場金利、市場金利の変動率等をもとに当行所定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただくものです。この損害金をお客さまの預金元本金額から差引いた残額を当行のお客さま名義の円普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生じる（＝大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず当初満期日まで運用可能な資金にてご利用ください。</p> <p>なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。</p> 

お客さまにご負担いただく損害金は、以下により構成されます。

- (1) 適用金利と残存期間（最終満期日までの期間）に対応する市場金利の差分
- (2) 預金期間を延長することができる権利の価値
- (3) 新しく預金を再構築することに伴う費用（手数料含む）

お客さまにご負担いただく損害金 (内包するデリバティブを含め、この預金を ご成約取引と同条件にて再構築する費用)	(1) 適用金利と残存期間に対応する 市場金利の差分
	(2) 預金期間を延長することができる 権利の価値
	(3) 新しく預金を再構築することに 伴う費用（手数料含む）

特に (1) と (2) が大きな割合を占めます。それらは一般的に最終満期日までの期間や中途解約時の経済情勢に依存します。

お預入時の適用金利と比較して市場金利が上昇すればするほど、(1) による損害が大きくなります。かつ、最終満期日までの残存期間（中途解約日から最終満期日までの期間）が長ければ長いほど、(2) による損害が大きくなります。そのため、この預金の損害金は、市場金利が上昇するほど、また、最終満期日までの残存期間が長いほど、高くなる傾向にあります。

以下では、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を元に算出した「中途解約時にお客さまに生じると想定される損害金」についてご案内します。この預金の中途解約により生じる想定損害金額は以下のとおりです。

#### 想定損害金額例

ケース 1 : お預入直後に解約し、市場金利の変動がなかった場合

⇒ 元本の約 16% の損害金をご負担いただくことが予想されます。  
従って、100 万円のお預入れに対しては約 16 万円の損害金を差引いて、約 84 万円が払戻しの金額となります。

ケース 2 : ご解約時点における市場金利の上昇幅が、当行が合理的に取得できる市場金利の記録等から算出した最大値になっていた場合

⇒ 元本の約 24% の損害金をご負担いただくことが予想されます。  
従って、100 万円のお預入れに対しては約 24 万円の損害金を差引いて、約 76 万円が払戻しの金額となります。

※ 市場環境や中途解約時期等によっては、上記以上の解約費用がかかる場合もあります。さらに、お預入れいただいてからご解約までの経過利息（既に支払い済みの中間利払いは除く）についてもお受取りいただけません。

これらの想定損害金額が、お客さまの知識、経験、財産の状況および、本預金契約を締結する目的に照らして、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分にご確認ください。

お申込時のご注意点

お取引条件は市場環境により変動しますので、お申込みいただく際には内容を十分にご確認ください。

なお、市場環境の急変等により、募集期間中でも取扱いを中止する場合があります。

	<p>その際に当該お預入れのお申込みをいただいていたお客さまには、当行より E メールにてその旨を告知いたします。</p>
	<p>また、以後の募集を中止する場合には当行ウェブサイトに掲示することで告知しますので、予めご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一、当行の信用状況が大きく変化した場合には、意図した経済効果が得られず、結果としてお客さまに損害が発生する可能性があります。</li> <li>・金利相場状況、お取引条件等、諸々の事情で、必ずしも通常の円定期預金より有利でない可能性があります。利率条件は約定前にログイン後のお取引画面を十分にご確認ください。</li> <li>・本預金契約締結の最終判断は、お客さまの知識、経験、財産の状況および、預金契約を締結する目的に照らし、必ずお客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。</li> </ul>
付加できる特約事項	ありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  0570-017109、または 03-5252-3772  受付時間 平日 9：00～17：00（土・日・祝休日、および 12/31～1/3 を除く）</p>
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
お問い合わせ先	<p><b>au じぶん銀行お客さまセンター</b>  <b>0120-926-444</b> [携帯電話、スマートフォンからもご利用いただけます]  受付時間 9：00～17：00（12/31～1/3 を除く）  ※運用のご相談は受付しておりません。</p>